

既設工業地域の公害 対策に関する提言

横浜市既設工業地域公害対策調査会

大森 薫<横浜市立大学教授>

緒形昭義<群建築研究所>

栗原 操<横浜市医師会>

小林義隆<横浜国立大学教授>

高橋輝一郎<横浜市薬剤師会>

田中 武<東京電力株式会社>

武藤暢夫<関東学院大学教授>

森口 実<国立気象研究所>

<昭和45年2月>

提言

公害対策としての、いわゆる「横浜方式」は根岸・本牧工業地域造成を契機として、地域住民の安全、健康保持ならびに生活環境保全の要請にもとづき、<科学技術の総合的活用>、<それらを中心とする関係資料の公開>、<関係行政研究機関の提携強化>の三原則によってすすめられてきた。わたくしどもはこの「公害対策・横浜方式」を支持する姿勢である。

しかしながら、このたびの鶴見・神奈川臨海地帯の既設工業地域についての今後の公害対策は、公害発生の実況、地域発展の歴史的経過ならびに立地の特性等の観点から、その手法としてさらにきめこまかな指導に努めなければ、その目的を達成することはむずかしいと思われる。

このたび本地域の今後の公害対策についてわたくしどもは科学者としての立場から、自由卒直、かつ端的に問題をとらえて解明し、ここにいくつかの提言を行なった。横浜市が、この提言を十分に消化吸収して、市民、企業体および関係方面の協力のもとに、すみやかに具体化をはかり実施にふみきることを切に期待する。

1・市は、対象地域の公害対策を実施する場合、広域対策との関連を考慮するとともに、京浜工業地帯の長期的展望の視点をもふまえて、対象工場の施設の更新、移設、分散を積極的に誘導し、すみやかに公害発生源そのものを消滅、除去するよう努めるべきである。

対象地域に立地する工場は、その大部分が過密状態にあり、施設も極度に老朽化している。現在でもすでに拡張の余地はほとんどなく、さし迫った公害防止施設の設置場所にすら苦慮している工場がある。また、その業種も大部分は生産関連の立地性向のもつもので、直接都市集積に関連する業種は数えるほどしかない。

技術革新の進展、スペース・メリットを求める設備の大型化などによる新設プラントは、すべて他所に立地され、当地域はとりのこされた状態にある。一方、周辺地域の都市化は急速に進行し、過密化に伴う外部不経済が増大しつつある。公害防止のための規制が年ごとにきびしくなるのは必然であり、交通混雑や麻痺の日常化は、将来とも解消される見通しはない。

市はこの時期に当りて、公害防止に力をそそぐの

はもちろん、当地域の長期的かつ広域的展望にたち、各工場の施設の更新や移設、あるいは分散計画を積極的に誘導することによって、公害発生源そのものとしての工場の当地域からの自発的な移転の促進や除去のプログラムを、日程にのせる準備をはじめめる必要がある。

2・市は、対象地域をふくむ全市の公害対策について基本構想を樹立し、その一環として対象工場の診断、助言、指導等を適切に行ないうるような総合的機構を特設するべきである。

対象地域に立地する工場の中には、現在でもすでに当地域からの移転を自発的に希望し、計画や構想をもっているものがある。市はこのような工場の意志と動向をすみやかに把握し、総合的な見地からの診断と時宜に適した助言や指導ができるような体制を内部に用意する必要がある。

現在では、これら必要な情報は、関係各局において個別的な問題として処理されてしまっている。これはひとえに現在の中央官庁からのたてわり組織、通産・厚生・建設などの関係各省による多重行政が根本原因ではあるが、自治体としては、まずなによりも地域の総合的な計画意志の統一が必要であり、そのためには少なくとも市内部での情報の一元化、評価と判断の一元化、そのための一元的な機構の確立が必要である。

3・市は、国に対して対象地域の公害対策を具体的に提示し、その線にそつて法制上の措置を進め財政援助等を強化拡大するよう強く要請するべきである。

現行の公害規制法は、政府の施策に準ずる施策を講ずることを、自治体に義務づけており、必ずしも、住民の健康問題や生活環境保全等についての切なる要請を担って公害対策を推進して来た大都市の施策に即応して、施策を講じようとするもの

ではない。

市は、このたびの提言をもとにして策定した具体策を国に提示して、要すれば国がそのための法制化を計ること、および自治体に対する財政援助を強化拡大すること、また自治体の連合体にも財政援助を及ぼし得るようにすることについて強く要請するべきである。

4・市は、隣接する関係行政機関および研究機関との広域的な観点からの連係を行ない、共同の監視測定、共同調査ならびに相互協調性のある施策をすみやかに実行するべきである。

対象地域に立地する工場は、川崎・東京をふくめた京浜工業地帯の一部を形成しており、ひいては千葉をふくめた京葉工業地帯と一体をなしている東京湾臨海工業地帯の一環として位置づけられる。

従って、隣接する自治体間で緊密な連係をとりつつ作業にとりくむ必要がある。この場合、従来公害行政の最大の隘路として指摘されつづけてきた国・県・市の三重行政、関係各省のたてわり多重行政は、この際是非とも改められなければならない。

5・市は、対象地域内の空間を合理的に利用するという観点に立つてそのビジョンを確立し、一方各汚染源の生活環境汚染に対する影響の程度を明確化して、対象工場にそれぞれ社会的な責任を自覚させるよう指導するべきである。

大気汚染についていえば、いおう酸化物の濃度を昭和44年に設定された環境基準と対比するとき、最も注目されるのは対象地域の汚染である。この地域における過去の気象調査結果から、地域の使用しうる大気は空間的にも時間的にも制限のあるものであることが明らかであるが、個々の企業が生産に利用し、汚染濃度の稀釈に使用する空気量

は莫大なものである。対象地域をはじめ市民が生活に使用する健康的な空気を優先的に確保し、残りを企業に有効に配分するという考え方もつべきである。企業への大気配分に総合的なビジョンに立って計画し、その計画を汚染源対策に結びつける必要がある。

6・市は、対象地域の大气汚染源を海岸線にそつて地帯別にグループ化する構想を検討し、環境汚染監視体制を増強するとともに、この発生源グループの汚染濃度の監視およびその公示体制を確立するべきである。

対象地域の汚染源対策を重点的に行ない、地域空間を有効に利用するため、海岸から内陸に向かってA、B、Cの3つのグループに分類して規制上の指導にあたることを提言する。

海岸線に沿うAグループは、既設の低煙突のために燃料の低いおう化を進めても、なお、工業地域内にある程度までの汚染をひき起すことが考えられるが、B、Cグループの工業地域は住宅地域に対する緩衝地域として役立つと思われる。Aグループが中途半端な高煙突化を進めないことによって、自動的に汚染の排出量を制限することも可能であるし、同時に発生源の汚染物質放出量と環境濃度の対応を明確化できるとも考えられる。Bグループに対しては、徹底的に集合高煙突化を促進し、煙道中に汚染濃度監視装置を設ける。Cグループは最も厳しい規制とチェックとを行ない、移転を希望する施設に対しては代替地のあっせん、その他の便宜をはかる必要がある。その跡地については、緑地帯などにあてて、工場も住宅もおかないことにしてほしい。

7・市は、対象地域についての大気利用計画にもとづき、企業の協力を得やすくする方策を樹立すると共に、時限的汚染源対策構想<汚染削減計

画>を公表し、積極的にその目標達成の有無、可能性をチェックする等必要な指導を行なうとともに、企業の努力を正しく評価しうる体制を確立するべきである。

対象地域の大气汚染対策は企業体の理解と協力なしには困難である。今回の対象地域に対する調査から企業の公害防止に対する態度にも大きな幅があることが確認された。公害防止に真剣に取り組む企業のメリットは正しく評価できるようにし、そのメリットを基盤として工場群全体、または隣接川崎地区の工場を含めて公害防止対策が向上しうるような態勢づくりを推進すべきである。そのためには、国、県ともはかつて、低いおう燃料の確保、工場移転の便宜、公害防止技術の紹介、技術開発等、横浜市としてできる最大の努力を払うべきである。

8・市は、対象地域の沿岸の水質汚濁が、これ以上進行しないように下水道計画および廃棄物対策を進め、かつ、国に対してこの水域を水質保全上の指定水域とするよう要請するとともに、市独自の立場から強力に具体的な措置を講ずるべきである。

事実上、国際港の一角を占めるこの内湾水域を、現在の状態以上に汚すことはもはや許されない。本対象地域工場群のみならず、周辺、背後を含めた地域の旺盛な人間生活・生産活動は、今後ますます強大な汚濁源となるであろう。この意味において、推進の困難の中にあっても、この地域の下水道計画の実現は重要かつ緊急である。中・小規模の汚濁源は下水道に収める努力をし、大規模汚濁源および劇・毒物性廃液の処理は、各企業が自己の責任において扱うことを改めて明確にする必要がある。

地域に散在する水路・小派川等は、都市美観上からもその姿をなくする方向を考えるべきである。

9・市は、国および関係行政機関と協力して、広域的な水質汚濁防止計画の樹立を急ぐべきである。

国、県、他都市とも協調し、東京湾沿海都市として、広域的に湾内沿岸水域ならびに水質基準等の設定を計るべきである。

10・市は、環境汚染源を都市廃棄物総体として把握し、とりわけ、対象地域における産業廃棄物の質、量およびその移動、再利用、処理、処分等の実態を究明し、合理的な処理体制を確立するよう努力するべきである。

今後の環境汚染源は、現に表面化しているもの、あるいは現行法規でとりあげているものを対象とするばかりでなく、今後汚染源となりうるものすべてを想定して考えていかなければならない。その意味において、その性状いかんにかかわらず都市廃棄物総体として把握する姿勢をもつ必要がある。

とりわけ、産業廃棄物〈液状、固形〉は今後ますます、その公害源的要素を強めるものと考えられる。これの扱いは、単に第一線作業部局に限られた問題としてでなく、企画・生産指導部門等を含めた関連部局もともに対処するべきである。

廃棄物の収集・運搬もさることながら、処理・処分については早急に実態を把握し、合理的な処理体制を確立するよう努力するべきである。

一 考 一 十
く
馬
第 9
地
寸
オ
見
正
後
有
た
フ
進
ま
ま
存
の
と
地
国
三
フ
夢
光
の
と
身
土
テ